

## 申 請

令和4年9月2日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に  
基づく令和4年4月26日付け指示について、下記のとおり申請します。

### 記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
福島県福島市において産出されたクサソテツ（ごみ）（栽培のものに限る。）
- 解除を申請する理由  
別紙1のとおりです。

(別紙1)

## 1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示(平成23年5月9日付け出荷制限指示)を受けている福島県福島市で産出されるクサソテツ(こごみ)のうち、栽培のものに限る。(以下「クサソテツ(こごみ)(栽培)」という。)

## 2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(令和4年3月30日付け原子力災害対策本部公表)を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った(別添二-1参照)。

## 3 解除後の管理

### (1) 生産管理

ア 県は市町村等と連携し、クサソテツ(こごみ)(栽培)のは場、生産者名、生産者コード等の情報を記録した台帳を整備し、管理を行う。

イ 県は、生産者に対し、栽培指針等に基づき、施肥や除草等の適切な栽培管理を行うよう求める。

### (2) 出荷・流通管理

ア 県は、これまでも、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、生産者、出荷者、生産者団体等に対し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷者、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のクサソテツ(こごみ)でないことを確認し、入荷先の記録を保管するよう求める。また、生産者、出荷者、出荷団体等に対し、販売時に出荷容器に生産地名等(出荷団体名、生産者コード、生産者、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項)の記載を求める。

ウ 県は、生産者、出荷者、出荷団体等に対して、出荷制限等の対象品目について、出荷・取扱いをしないよう周知する。

エ 当該地方の生産者、出荷者、出荷団体等は、出荷容器に生産地名等(出荷団体名、生産者コード、生産者、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項)を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(3) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び福島県が策定した「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」並びに「園芸作物における緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」に基づき適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

(4) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、福島市、生産者、出荷者、出荷団体等に対して、直ちに当該地域のクサソテツ（こごみ）（栽培）の出荷自粛を要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

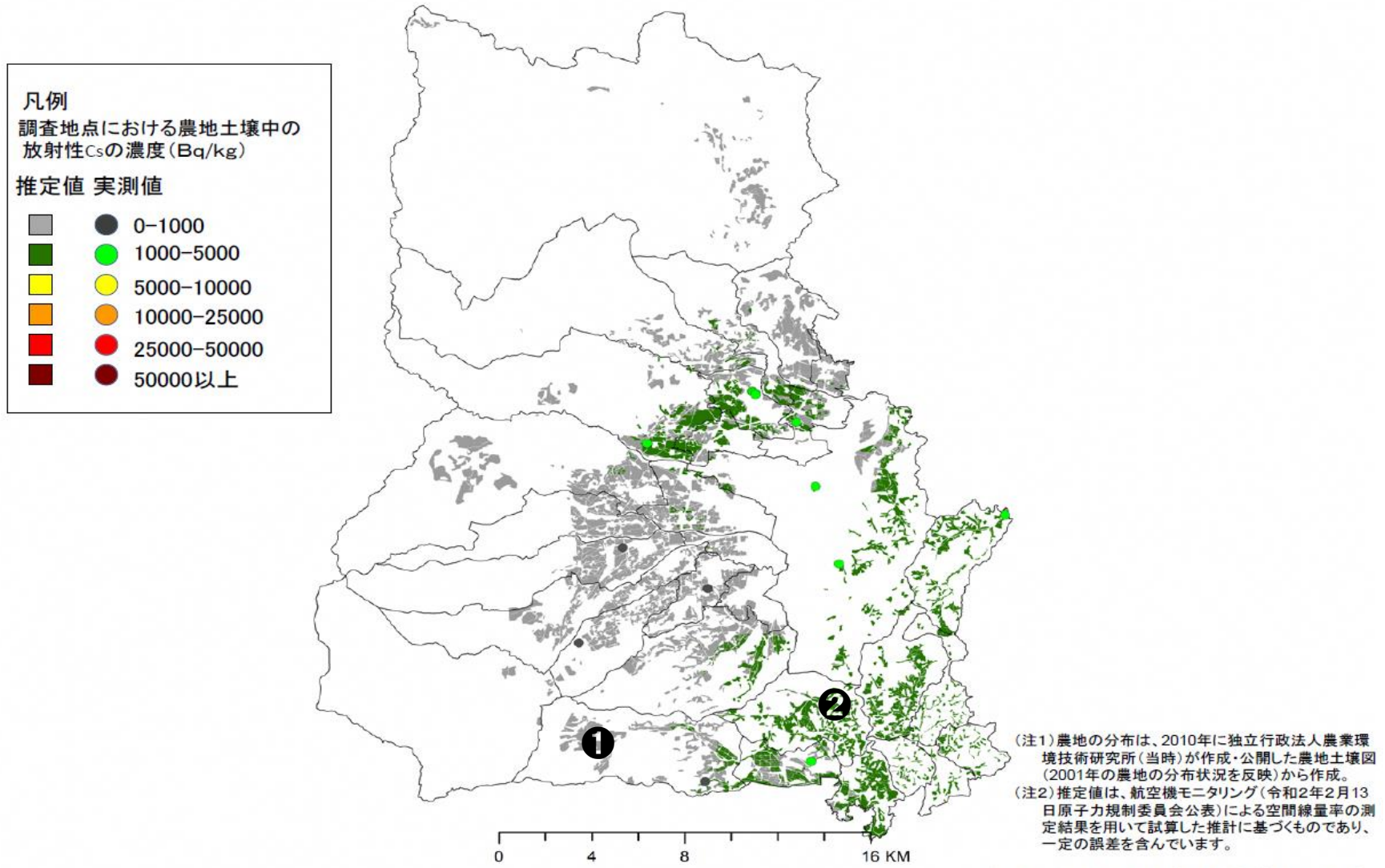
自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

(別添二-1)

品目名	番号	令和4年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果(Bq/kg)
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	
クサソテツ (ごみ) (栽培のもの)	1	令和4年5月16日	4.6	-
	2	令和4年5月16日	ND(<8.4)	770

# 採取地点位置図 (福島市・クサソテツ (こごみ) (栽培のものに限る))

## 福島市 農地土壌の放射性物質濃度推定図



(令和元年11月2日時点に換算して作成)